

# 令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 上関町

令和8年6月10日公表

## I 職員の男女の給与の額の差異

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.8%
全職員	87.7%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	99.2%
本庁課長補佐相当職	95.8%
本庁係長相当職	102.4%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.4%
31～35年	90.5%
26～30年	92.2%
21～25年	—%
16～20年	114.1%
11～15年	64.7%
6～10年	87.8%
1～5年	86.6%

※ 会計年度任用職員について、正確な給与の差異の比較が困難であるパートタイム会計年度任用職員を算定から除外している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

## 【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員  
扶養手当や住居手当について男性に支給している場合が多いことが、全体の男女の給与の差異の要因として考えられる。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員について  
再任用職員に占める男性の割合が多いこと、会計年度任用職員において専門性の高い業務に男性が従事していることが給与の差異の要因として考えられる。

・勤続年数別  
21～25年は男性の対象職員がいないため、割合の算出なし。  
11～15年は女性の対象職員に休職者がいたため、他年数より差異が大きくなっている。

## II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	33.3%

## 【説明欄】

令和7年4月1日時点をもととして算出している。

## III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	33.3%
本庁課長補佐相当職	66.7%
本庁係長相当職	31.3%

#### IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

##### 1. 男女別の育児休業取得率

###### (1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	100%
女性	100%

###### (2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

##### 2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	100%	0%	—	—
1月超3月以下	0%	0%	—	—
3月超6月以下	0%	0%	—	—
6月超9月以下	0%	0%	—	—
9月超12月以下	0%	0%	—	—
12月超24月以下	0%	100%	—	—
24月超	0%	0%	—	—

#### 【説明欄】

会計年度任用職員は、取得対象者がいなかった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を  
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	7.4時間/月
内部部局等以外	4.6時間/月